

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	高橋 真悟
論文題目	J・R・コモنزの制度経済学—制度的自由主義の理論—		
(論文内容の要旨)			
<p>この論文はアメリカ制度学派の代表の一人であるJ・R・コモنزをとりあげ、その制度経済学の全体像を描き出そうとしたものである。</p> <p>まず、第1章「時代背景と人物像」で、コモنزの生涯を『自伝』に基づいて整理したあと、第2章「取引の理論」、第3章「組織と制度」の2章でコモنزの制度経済学の基礎理論を考察し、さらに第4章「貨幣と労働問題」、第5章「労使関係と行政委員会」で政策問題に関連した各論に進み、終章でコモنزの経済学の学説史的意義を論じている。</p> <p>第2章と第3章では、コモنزの制度経済学の基礎概念である「取引」と「ゴーイング・コンサーン」の独自の意味内容を、現代のオリヴァー・ウィリアムソンなどの新制度派経済学と対比しながら明らかにしている。第2章では、コモنزが経済関係の最小要素としている「取引」には、法的に同等な者のあいだでおこなわれる「売買取引」(市場取引)だけでなく、法的に差異がある者のあいだで富の生産のためにおこなわれる「経営取引」(労使関係など)や、富の分配のためにおこなわれる「割当取引」(課税による再配分など)の非市場的な「取引」が含まれる。また、「取引」は独立した2主体の関係として考察されるのではなく、双方の側での代替的取引主体および紛争に決着をつける主体という少なくとも5主体の関係のなかで行われる行為として考察され、そのようなものとして社会的・法的性質を帯びている。「ゴーイング・コンサーン」は外形的には継続的な活動体である組織の姿をとるが、自発的意思をもった主体とその取引の集合体であり、慣習を含めた「ワーキング・ルール」によって内外において規制されながら、上記3種の「取引」のバランスをはかりながら「制度」を継続的に支えている。</p> <p>第4章では、貨幣を信用関係(債権・債務関係)から捉えたコモنزが、ケインズからも評価された独自の金融政策論を有していたことを紹介し、公開市場操作や緊急時の政府紙幣の発行によって、物価の安定と諸主体の取引機会=交渉力を保障し、大量失業を生み出さない「適正な価値」を実現しようとしていたと論じる。第5章では、さらにコモنزが、経済内部での利害衝突の解決を目的とした行政委員会方式を社会改良の実現のプロセスとして重視したことをとりあげ、それを彼の労使関係論と結び付けている。民間の労使交渉だけでは解決できない領域では政府による介入(調停およびルールを導入)が必要だが、政治的駆け引きの優先する議会も、個別的なケースについての司法判断の蓄積を待たなければならない裁判所にも、時宜にかなったルールの形成は期待できない。その点、統計調査にもとづく客観的な根拠の上に立ち、利害関係者を参加させた公聴会の開催によって、適正な解決を探求する行政委員会が有効である。</p> <p>最後に、この論文はコモنز経済学の意義を3点あげて総括としている。その第一は、裁判所と行政委員会を位置づけた「法と経済学」としての意義である。第二には、目的をもった「人為的淘汰」を基礎にして判例や慣習の相互作用のもとでの制度変化を考察する「進化経済学」としての意義である。第三には、コモنزの制度経済学は、その制度観(「個人行動を統制し、解放し、拡大させる集団活動」)に対応して、政府介入によって個人の自由を拡大し、「適正な価値」を実現する資本主義を生み出すことを目標とした「制度的自由主義」の理論として意義を有している。これが学位請求者による総括である。</p>			

(論文審査の結果の要旨)

この論文は、近年のオリヴァー・ウィリアムソンらの「新制度派経済学」、あるいは「取引費用経済学」の出現を意識しながら、「旧制度派」と称される潮流の代表の一人であるJ・R・コモنزの制度経済学を検討し、その学説史上の意義を確定しようとしたものである。

この論文は、従来のコモنز研究では不十分であった以下の3点にかかわって、すぐれた解明と検討を提供している。

第1には、コモنزの制度経済学の基礎概念であるの独自の意味を、とくに新制度派と対比しながら明らかにしたことである。とくに、コモنزの「取引」が単なる2主体間の関係ではなく、代替的な取引主体と規制的な司法主体を含めた最低でも5主体間の関係であることから彼の制度経済学の社会的・法学的特性を指摘したことは卓抜である。また、しばしば日常語として流布している「ゴーイング・コンサーン」や「ワーキング・ルール」などの概念をコモنزの制度経済学の構成要素として再評価した。これによって、旧制度派にも独自の理論的な概念が備わっていることを明らかにした。

第2には、ケインズにも評価されたコモنزの金融政策論の内容を明らかにしたことである。コモنزが独自の信用債務論にたつ貨幣観を有し、公開市場操作を提案していたことは研究者のなかでは知られていたが、それがアドホクな時論にとどまるものではなく彼の制度経済学の重要な政策目標とかかわっていたことが本論文によって明らかにされた。

第3には、コモنزが社会改良の手段としての「行政委員会」を高く評価したことをとりあげその根拠を説明したことである。こうした行政的な活動への評価は、コモنزのアメリカの政治・社会制度観（民主主義観および自由主義観）とも結びついていて、一般に旧「制度派」の潮流全体を歴史的・政治的にどのように位置づけるかという問題にもかかわってくる。

この3点は、そのまま本論文の貢献としていいが、審査においては、以下のような問題も提出された。

第1には、旧制度派と新制度派の「理論」観における差異が十分に整理されないままに論述が進められているため、両学派の議論のすれ違いを放置したままコモنزに肩入れする結果になっている。主体間の優劣関係や司法主体も登場するコモنزの「取引」概念は、それから理論体系を「構成」する要素と考えるよりも、既存の制度構造を前提とした「解釈」的な枠組みと理解することも可能である。

第2には、学位請求者はコモنزの制度経済学が「適正な価格・価値」を実現する資本主義を生み出すことを目標としていたと論じているが、「適正な価格・価値」がどのようにして実現されるかを解明する理論ツールがどのようなものであるべきかについての議論が不足している。それがコモنزにあったのかどうか。これは、とくにケインズとの政策的類似の理論的基礎にかかわる問題である。

といっても、この2点は、コモنز経済学の他の経済学者との関連にかかわってあらわれている問題点であり、コモنزの制度経済学それ自体の理解にかかわる上記3点の貢献の意義を低めるものではない。学位請求者が今後研究を発展させるなかで追求される課題というべきである。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成21年12月21日論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果合格と認めた。